

介護殺人事件に情状鑑定を実施する意義と効果

○ 日本福祉大学 湯原悦子 (会員番号 003745)

キーワード： 介護殺人、判決前調査、情状鑑定

1. 研究の背景と目的

筆者が新聞記事データベースを検索した研究によれば、親族による、介護をめぐって発生したもので、被害者は60歳以上、かつ死亡に至った事件（以下、介護殺人）は過去16年間に630件、年間40件ほど発生している。介護保険制度が導入され14年が経過したが、介護殺人が毎年、全国各地で発生し続けている状況に変化はない。介護殺人の加害者には、事件の直前まで献身的に介護を続けていた者も少なくなく、事件の背景には個人の努力のみでは解決できない制度的、社会的、文化的な問題が存在することが推測される。介護殺人の防止に向けては保健医療福祉の領域での取り組みが不可欠であるが、司法の領域でも、規範的解決の段階で被告が事件に至るほど追いつめられた要因を丁寧に掘り下げ、個人の資質のみならず社会的、文化的な課題を明らかにできれば、その後の介護施策の充実につながり、新たな事件が発生するのを防ぐ効果が期待できる。このような検討を行うためには判決前調査、具体的な方法として情状鑑定の実施が考えられる。そこで本研究では、介護殺人に対して情状鑑定を行う意義について先行研究を用いて確認したうえで、実際の事例を分析し、規範的解決と実体的解決の調和の視点から言えば、情状鑑定は何を明らかにすることができたのかを分析することを目的とする。

2. 研究方法

1) 研究方法

第1研究：判決前調査や情状鑑定に関する先行研究を概観し、介護殺人事件に対し情状鑑定を行う意義について整理する。

第2研究：実際に情状鑑定がなされた介護殺人事件の事例分析を行い、鑑定により何が明らかになったのか、事件の規範的解決と実体的解決の調和の視点からどのような成果が得られたのかについて確認する。分析の方法は裁判調書と鑑定書のドキュメント分析である。

3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたっては日本福祉大学倫理委員会の承認（番号12-25）を得て行った。

4. 研究結果

第1研究：先行研究（萩原1995、上野1977）では、情状鑑定を行う必要性が高い事例として、量刑の判断をするにあたり被告に何らかの「異常」な部分があって、それが常識的には理解しづらいものと整理されている。また、人間諸科学の知見から責任評価に役立つ情報を提供し、かつ、適切な処遇方法の選択に資する知見を得ることが情状鑑定の目的とされている。この点から言えば、介護殺人の事件のほとんどは「異常」でも常識的に理解しづらいものでもないため、先行研究で情状鑑定が必要とされる事件には該当しない。ただし、情状鑑定を行う効果の一つである「量刑の個別化」や、被告人の素質的・人格的負因

や環境的負因を解明して、真に責任が帰せられる範囲を明らかにすることは、裁判員を含め関係者の事件への理解を深め、適切な量刑判断を導くために欠かせない。介護殺人は被告の素質的・人格的負因もさることながら、介護を取り巻く文化的、社会環境的負因に大きく影響されている側面がある。従って、介護殺人について情状鑑定を行う意義は、量刑の個別化に加え、被告の素質的・人格的負因や環境的負因を解明し、「被告人に真に責任が帰せられる範囲を明らかにする」のに寄与する情報を提供することであろう。また、介護殺人を子ども虐待などと同じく社会病理的な現象と捉えれば、その病理を明らかにするという意味でも、介護殺人の事件に情状鑑定を行う意義を見出すことができる。

第2研究：分析の対象にしたのは、寝たきりで認知症のA（叔母、86歳）を、同居していたほぼ引きこもり状態のB（甥、56）がAの症状の悪化に伴い、将来を悲観し、Aを絞殺したという事件である。検察からは事件の要因として「身勝手」など個人の資質に関わる事項が提示された。一方情状鑑定では、トイレが壊れた時、被告が修理業者を呼ぶことすらできず耐えていたというエピソードをもとに、被告自身の問題解決能力が著しく低いことが指摘された。また、被告が他からの支援を断った点について、当時、被告はそもそも支援を受ける必要性を感じていなかったこと、事件について「(Aは)家で死ねて満足だったと思っている。仕様がなかった。他に選択肢がなかった」と捉えていたことが示された。

5. 考察

裁判調書と情状鑑定をもとに事件の要因を検証した結果、果たして被告に事件を回避する可能性は残されていたのかという疑問に突き当たった。被告Bは長年ひきこもり状態で、刑法39条の心神状況には該当しなくても、問題解決能力そのものは著しく低下していた。トイレが詰まっても業者すら呼べないBに対し、日に日に衰弱していくAの状況に応じて支援者に連絡をとり、状況を説明し、適切なサービスを導入するよう期待するのは現実的に考えて無理がある。世帯人数が減少し、老老介護の割合が増加している今、介護を適切に遂行する能力に欠ける者が介護を担う状況は少なくない。そのような状況の下発生した事件に対しては、現実的な状況を踏まえたうえで責任評価がなされるよう、情状鑑定で社会環境も含めた調査を行い、かつ、事件発生を食い止めるためにはどのような支援が必要であったのかを示すことが重要である。例えばBは事件後、訪問した役場の職員らについて「Aが元気なときに『2人だけの介護の限界や寝たきりになったときのことを考えて』と助言してくれたら」と述べている。もし第三者が支援の必要性について、Bに理解できるよう説明できていたら、この事件は起きなかったかもしれない。事件の規範的解決と実体的解決の調和の視点から言えば、被告の証言をもとに事件防止につながる示唆を得ていくことが重要である。※本研究はJSPS科研費24616019の助成を受けたものである。

6. 引用文献

萩原太郎（1995）「情状鑑定について」日本法学 60 卷 3 号、上野政吉（1977）「刑の量定と鑑定－情状鑑定の法理」上野政吉ほか編『刑事鑑定の理論と実務』成文堂